

広島県告示第二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成三十一年  
広島県告示第二百九十四号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

府中市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・五・一一三号目崎出口線

三 事業施行期間

平成二十六年十二月十一日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし